

令和7年度監査結果報告について

令和7年度財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査を行い、その結果を監査報告書にまとめ、議会及び市長等に提出しました。

監査委員	酒井良清	(代表監査委員、横浜市立大学・神奈川大学名誉教授)
同	高品彰	(公認会計士・税理士)
同	前田一	(弁護士)
同	瀬之間康浩	(市会議員)
同	麓理恵	(市会議員)

結果報告

- ・監査した限り、重要な点において、対象となった事務が適正に執行されていることが認められました。
- ・リスク軽減の仕組みが整備され内部統制に活用されているが、業務や環境変化に応じた内部統制の実効性向上、確実な運用、定着を期待します。
- ・一部の事務で確認された不適正な事項を指摘するとともに、意見を付しています。

1 監査の対象

主として令和6年4月1日から令和7年8月31日までに執行された事務等について監査を実施

- (1) 財務監査（収入に関する事務、経理事務及び工事関係）
- (2) 行政監査「公有財産（土地・建物）の管理、活用等について」
- (3) 財政援助団体等監査

2 監査の結果

監査の種別	財務監査			行政監査	財政援助団体等監査	合計
	収入に関する事務	経理事務関係	工事関係			
指摘事項	149件	367件	62件	—	39件	617件

3 監査を振り返って（抜粋）

監査の結果、未収債権縮減や未利用等土地の適正化に係る取組の成果が確認できた。また、経理事務等がおおむね適正であることを確認した。一方で、債権管理や公有財産の維持管理で基本的事項が十分でない状況や、業務の流れやシステムの変更時に事務処理ミスを防ぐ仕組みが検討されていない等の状況も見受けられた。

市職員は、公金等を市民のために取り扱う責任を自覚し、財政的援助を受ける団体等は、援助の原資が公金であることを認識し、適正な事務執行等に努められたい。

- ※ 詳細は別添「令和7年度監査結果報告の概要」参照
なお、監査報告書は、次のURL・二次元コードから御覧いただけます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka.html>



お問合せ先

監査事務局財務監査課長 大吉 進 Tel 045-671-3362